

議案第9号

令和6年度小松島市後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度小松島市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ724,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、200,000千円と定める。

令和6年3月4日提出

小松島市長 中山俊雄

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		516,542
	1 後期高齢者医療保険料	516,542
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		206,226
	1 一般会計繰入金	206,226
4 繰越金		10
	1 繰越金	10
5 諸収入		1,221
	1 延滞金加算金及び過料	10
	2 償還金及び還付加算金	1,211
歳入	合計	724,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		25,455
	1 総務管理費	24,625
	2 徴収費	830
2 後期高齢者医療広域連合納付金		697,334
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	697,334
3 諸支出金		1,211
	1 償還金及び還付加算金	1,211
歳出	合計	724,000